

2019年（平成31年）1月29日

指定(介護予防)地域密着型サービス事業所
指定介護予防訪問型サービス事業所 管理者各位
指定介護予防通所型サービス事業所

藤沢市長 鈴木 恒 夫
(公 印 省 略)

平成31年度介護職員処遇改善加算に係る届出について（通知）

日頃から、本市の介護保険事業、また、藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の運営につきまして、ご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、介護職員処遇改善加算の算定にあたっては、算定する年度ごとに指定権者に対して加算届の提出が必要です。来年度（平成31年度）算定分について、次の通り加算届出の受付を行いますので、提出書類等をホームページでご確認の上、2月28日（木）までに手続きいただきますようお願いいたします。

なお、藤沢市外に所在するみなし指定の地域密着型サービス事業所で、本市被保険者の利用が終了している場合は、事業廃止の届出が必要となります。裏面の「5. 藤沢市の指定を廃止する場合の手続き（地域密着型サービスの廃止届）」に従って手続きを行ってくださいようお願いいたします。本通知と入れ違いで既に届出をいただいている場合には何卒ご容赦ください。

1. 提出期限 2019年（平成31年）2月28日（木）（必着）

2. 提出先 来庁の場合：介護保険課（本庁舎2階）

郵送の場合：〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1-1
藤沢市役所 介護保険課 総務・給付担当
「介護職員処遇改善加算」と朱書きしてください。

3. 提出書類等の掲載場所（藤沢市ホームページ）

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kaigo-j/kenko/fukushi/kaigohoken/jigyosha/shogukaizenkasan/2019nendo.html>

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉 > 介護保険 > 事業者向け > 介護職員処遇改善加算 > 平成31年度介護職員処遇改善加算

または

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉 > 新総合事業 > 介護予防・生活支援サービス事業関連 > 介護職員処遇改善加算 > 平成31年度介護職員処遇改善加算

（裏面に続く）

4. 留意事項

- (1) 藤沢市以外の市町村や都道府県からも指定を受けている事業所は、当該各指定権者への届出も必要です。詳細は各指定権者にご確認ください。
- (2) 今回の届出の目的は、平成31年度の介護職員処遇改善加算の算定についてのみです。提出書類の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び「第1号事業支給費算定に係る体制等状況一覧表」には、この加算以外の加算項目等に関しては記入せず、変更事項等がある場合は、別途、変更届等を作成し、提出してください。
- (3) 必要書類のうち、就業規則等については、「前年度に藤沢市へ書類提出済みであって、内容の変更がない場合は、省略可能」としています。藤沢市への指定権限移譲等の前に神奈川県へ提出済みで、藤沢市には提出したことがない事業所におかれましては、今回の提出についてご協力いただきますよう、お願いします。

5. 藤沢市の指定を廃止する場合の手続き（地域密着型サービスの廃止届）

藤沢市外に所在するみなし指定の地域密着型サービス事業所で、既に本市被保険者の利用が終了している場合は、廃止届を提出してください。（みなし指定では、指定の効力が及ぶ被保険者を限定しているため。）

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kaigo-j/kenko/fukushi/kaigohoken/jigyosha/chiikimittiyaku/shitei.html>

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉 > 介護保険 > 事業者向け > 地域密着型サービス > 地域密着型サービス事業者の指定

以 上

事務担当

介護保険課 総務・給付担当

電 話 0466-25-1111 (内線) 3141

F A X 0466-50-8443